

るために行うものに限る。) に関する事項
文部科学大臣
法第六十五条第一項に規定する主務大臣の権限は、各主務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。
3 法及びこの政令における主務省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める命令とする。
一 法第三十五条の二第一項の主務省令及び法第七十一条の主務省令(法第三章第二節、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条の二及び第三十七条の規定の施行に関し必要な事項並びに法第三章第二節、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条の二及び第三十七条の規定を施行するために行う法第六十四条第一項の規定による監督、同条第二項の規定による命令並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に關し必要な事項を定めるものに限る。) 文部科学大臣及び経済産業大臣の発する命令
二 法第三十六条第二項、第五十八条第一項及び第二項、第六十二条第三号並びに第六十三条の主務省令並びに法第七十一条の主務省令(法第三十六条の規定の施行に関し必要な事項並びに同条及び法第六章の規定を施行するために行う法第六十四条第一項の規定による監督、同条第二項の規定による命令並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関し必要な事項を定めるものに限る。) 並びに第一条第二項、第七条第十号、第八条第一項第七号及び第三項、第十三条第二項第一号及び第七号並びに第二十二条の主務省令、内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の発する命令
三 法第三十九条第二項及び第三項、第四十一条第一項第四号、第四十五条第二項第八号、第四十六条第一項並びに第五十二条第二項の主務省令並びに法第七十一条の主務省令(法第五章の規定の施行に関し必要な事項並びに同章の規定を施行するために行う法第六十四条第一項の規定による監督、同条第二項の規定による命令並びに法第六十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関し必要な事項を定めるものに限る。) 内閣総理大臣及び経済産業大臣の発する命令
四 法第三十六条の三、第五十五条の三第一項、第五十五条の四第二項、第五十五条の

1
〔施行期日〕
三号) 抄
(平成二六年八月六日政令第二七
この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。
附 則（平成二九年九月二七日政令第二二二号）
この政令は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。
附 則（平成三〇年六月六日政令第一一八三号）
この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
附 則（令和元年一二月二十五日政令第二〇六号）
この政令は、令和二年一月一日から施行する。
附 則（令和二年六月二六日政令第二一〇七号）抄
(施行期日)
この政令は、令和四年四月一日から施行する。